

教育行政については修学旅行の補助金はまだまだ低いものであり、さらに増額が必要と考えます。就学時健康診断についての問題点、矛盾点が明らかになってまいりました。教育委員会で就健をどうしてもやりたいというのであれば、学校現場を使わず教員の協力を得ずに独自でやっていただきたいというふうに思います。

以上、幾つかの具体的な問題点を挙げてきましたが、市長の姿勢に帰するところが大きいです。全体としても革新クラブ議員団の予算要求は十分に反映されたものとなっておらず、市長の基地に対する容認姿勢は福生市の現状をかんがえた場合、決定的な意味を持つものであり、平成元年度福生市一般会計予算は絶対賛成できないということを表明して、反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十四番赤星人君。

（十四番 赤星人君登壇）

○十四番（赤星人君） お許しをいただきまして、議案第二十九号 平成元年度福生市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

元年度予算について私が特に気づいたのは、市民皆様の声をできるだけ吸収し、市民の方々の参加を得てまちづくりを進めたいという姿勢が細かいところまでよく出ているということです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）福祉面でいえば、ボランティア活動推進の事業であり、学童保育の充実、高齢者に対する在宅福祉活動の充実であり、各種手当のレベルアップであります。また、れんげ・ひまわり作業所に対する補助等も引き上げられました。さらに大事なことは、今回の組織改正により福祉担当の職員が増員されたことであります。しかし、福祉の仕事は金や物だけでできることではありません。一人一人の思いやりの心が大切であります。この意味から元年度のこれら施策を通じ、市長の言う、優しい心の込められたぬくもりのある行政が進められるよう期待するところであります。

教育についても二十一世紀の担い手——子供たちのため幼稚園負担軽減措置、補助教材費、修学旅行補助金等さまざまな学校の施設整備をいたしている条件の中での施策が取り入れられています。また中学校給食の検討も始まりますが、真摯で真剣な取り組みが、誤りのない結果を生むであろうと思います。

いずれにしても、これらの施策はそれとは市民の皆様のこととい税金ですから、その効果が十分あらわれるようみんなで英知を結集し努力することが大切だと思います。ただ、幾らかもう金がふえたというようなものでなく、

また、ただふえればよいというようなものでないと思います。その意味、意図を十分考えて施行されるよう希望したいと思います。

産業面では経営コンサルタントの派遣やイベント診断、観光協会の設立準備等も始まります。まちの活性化の呼び水になればと、ほしいと考えております。

建設面では仮称多摩河原公園新設事業があります。福生市に残された数少ないオープンスペースとして、市民の集い、憩い場として大きな役割を持つものと信じます。熊川緑地も順調に進み、多目的広場も建設され、牛浜、東福生駅周辺も整備されます。市営住宅も都市計画事業も将来の福生市の財産になるであります。

来年の二十周年に向けて市政映画の英語版、全戸配布の市勢要覧等もあり、第二期総合計画も進んでいます。また、ふるさと創生、みずから考え、みずから行うまちづくり、これらも進めていくことです。が、いずれにしろ市民とともに考え、市民とともにつくり上げようとする市長の姿勢がよくあらわれた平成元年度予算であります。みんなで新たな福生市をつくり上げていくのだという方向のあらわれたこの予算に大いなる期待を持って賛成し、討論いたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第二十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 二時まで休憩いたします。

午後一時四十九分 休憩

午後二時

開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十一 議案第三十号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第三十号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

審査に当たって理事者の説明の後質疑に入り、委員より、保険税条例で〇・四％の約三百万円増の改正をしたが、その税条例の改正をしないと本予算は組めなかったのか。それと保険証の切りかえになるが、当市の資格証の二十六市の発行状況を伺いたい。

理事者より、〇・四％増の三百万円ほどの税改正であるが、やはり予算は組めない。それと資格証の件ですが、二十六市も実施しておらず、当市も今のところ実施の考えはない。

また委員より、保険基盤安定繰入金金の形となり、一般会計からの繰り入れが実質的に一千万円強減額となるが、被保険者を守る立場から一般会計繰り入れの減をどのように考えているのか。また、一般的に国保に低所得者が多いことから市独自の保険税制度を実施してはどうかとの質疑に、理事者より、特別会計は独立採算ですべきであり、繰入金額が変更されず、実質的に減となったことが国保会計を浮かしているとの判断は難しい。繰入金は国保税の限度の二割が財政運営上での基調と考えている。また市独自の減免制度は現時点では当分の間、現行の減免制度でいきたい。また委員より、一般会計の繰入金二億四千万円は、一般会計納税者一人当たりでは幾らになるのか。ほかに保養施設のPRについて伺いたい。

理事者より、市民税の特別徴収、普通徴収合わせ二万二千人であり、一人当たり一万九百円となる。保養施設につ

いては、今までの納入通知書の中に、お知らせの形でPRでは十分でないので、今後、時期に見合った施設紹介をしていくとの答弁がなされ、また委員より、保険基盤安定制度による国のこれまでの軽減分の補助金を消滅をし、その分、税を値上げる形の本予算には賛成できないとの意見の後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第三十号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計予算は、議案第二十号の福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である保険税の値上げをもとに組まれた予算です。政府の法改正等による国庫支出金の削減と都補助金のペナルティーのために、被保険者である市民に保険税率五％もの値上げを行った本予算案に反対するものです。

本特別会計の歳入では、保険税の占める割合が国庫支出金や都の補助金、一般会計からの繰入金よりも年々増加しています。国庫支出金につきましては、これまでの削減だけでなく、本年より二年間の暫定的措置であります。保険基盤安定制度を導入して税の軽減分の補助金を八〇％から五〇％へと削減しています。その削減額は、本予算では四百三十四万七千円となっています。しかも一般会計からの繰入金についても、この保険基盤安定制度導入を機会に、これまでの二億四千万円から一千八十六万七千五百円削減した予算となっています。

議案第二十七号の反対討論で詳しく述べましたように、保険基盤安定制度は政府の負担を削減し、都、市に負担増

をもたらすものであります。本特別会計予算は、都のペナルティーが加えられるとして保険税の値上げを都の指導どおり行い、その反面、国庫支出金削減に対してはそのままであり、一番弱い市民に一番大きなしわ寄せをした予算となっています。しかも本予算では、先ほども申し述べましたように、一般会計からの繰入金も減額しています。

以上述べましたように、本特別会計は被保険者だけに負担をもたらすものです。この結果、税の納入ができない世帯が今後ますます増加することになると考えます。保険者である自治体の長として、市長は政府に対し、国保の本来の趣旨を生かし、国保の健全運営のために国庫支出金の削減をやめるように、そして国庫支出金の増額を図り、国保制度に責任を持つように申し入れ、また都に対しては、補助金にペナルティーをかけないように強く抗議することが求められていると考えます。

また、一般会計からの繰入金は六十三年度当初の二億四千万円に復活させ、市独自の減免制度の創設を強く申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） お許しをいただきまして、議案第三十号平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算について賛成討論を行います。

本議案につきましては、ただいま委員長の報告しましたとおり、厚生委員会におきまして審査の上、賛成多数により原案どおり可決されたのであります。本予算は、先ほど可決されました福生市国民健康保険条例の一部改正に基づき、前年度予算に対して約六・四％の増額をもって編成の上、上程されたのであります。国民健康保険事業を取り巻く環境は年ごとに厳しく、被保険者の高齢化、多様化する生活環境の変化等に伴う医療対策としての医療費の増高が激しく、運営当事者にとり、その対応に苦慮されながら取り組んでいます。ことに理解を示すものであります。

また本議会で、ただいま可決された平成元年度一般会計予算の歳入に、社会福祉負担金として国及び都より一千八十六万七千円の国民健康保険基盤安定負担金の交付が予算化されたのであります。これは六十三年度、平成元年度、福生市国保運用に対する補助金であり、今後永続的に交付されるとは限らず、現在、国における国民健康保険制度の見直し作業を見守りつつ、一般会計からの繰入金の成果を勘案しながら、この取り扱いを含めてこの交付金と市の負

担分を加えた保険基盤安定繰入金一千四百四十九万円と、一般会計からの二億二千五百五十一万円の繰入金を合算して合計二億四千万円を一般会計から繰入金として措置したことはまことに当を得たものと評価するものであります。

終局がないと言っても過言ではない国保事業の当面するもろもろの問題解決や対策に当たる努力にもかかわらず、常に不安定な状況下に置かれているこの国保事業運営の安定化、健全化のためには、特別な対応策すらないのではなからうかと考えるのであります。かかる福生市国保事業の置かれている環境を懸念し、その運営に関する安定かつ健全化を図るために、過去において再三にわたり国保財政健全化のための意見書や決議案を議決した経緯がありましたことは周知の事実であり、今後とも国や都の関係機関に対して力強く働きかけていかねばならないことはもちろんであります。現時点における福生市国保事業の運用を勘案する場合の医療費に見合った財源を確保するための税の公平化、適切な賦課及び医療給付費の適正化を基本とした受益者負担を第一義とした保険税の見直しをベースに、国保加入者以外の一般市民から寄せられる国保事業への理解に基づく一般会計から二億四千万円の繰入金を求めた平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、その運用に当たり、きめ細かい配慮と適切かつ安定化を図られますことを切望して、賛成の意を表する次第であります。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第三十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第三十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十二 議案第三十一号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第三十一号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たり理事者の説明の後に質疑に入り、委員より、総医療費の一部負担金の額及び国保と社保を含めた一部負担金の一人当たりの額を伺いたい。

理事者より、総医療費は一部負担金を加えたもので十四億三千四百六十二万円、一部負担金は五千三百九十万七千円で、一人当たり一千四百三十七円となる。

また委員より、本予算はお年寄りの医療費を有料化するためにできたものであり、賛成できないとの意見の後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第三十一号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計予算について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

この特別会計は、昭和五十八年二月一日より老健法が施行されたためにできたものです。老健法の施行は、お年寄りの医療費をそれまで無料だったものを有料化へとするためにできたものです。そしてまた政府は、お年寄りの医療

費がかかるということで昭和六十二年一月一日より、お年寄りが負担する患者負担金を大幅に値上げしました。これによりお年寄りの皆さんは、体のぐあいが悪くなると初診料や入院費の心配をしながら病院へ行くという状況が生まれています。このことは、お年寄りの皆さんの命と暮らしを守ることに逆行するものであります。

この特別会計は、総医療費から患者一部負担金を引いた額を、それぞれの割合により組んでありますが、患者一部負担金は予算書にはあらわれてきません。しかし、患者一部負担金は、この予算を組むのに当たりベースになるものですから、それを予算書に明らかにしないということはおかしい予算書です。平成元年度の患者負担額は五千三百九十万七千円となる試算でこの予算が組まれています。患者一部負担金の一人当たりの額は二万一千五百二十八円となります。昭和六十三年当初予算では、患者一部負担金が一人当たり一万八千三百五十円でしたから、本年は昨年と比較しましても三千百七十八円もの負担増となります。

老健法が施行され、お年寄りの医療費が有料化されて六年たちました。その結果、お年寄りの一部負担金は先ほども述べましたように二万一千五百二十八円もの負担増となっています。高齢化社会となり医療費が年を追って増加するから、お年寄りにも受益者負担を強いるというのはとても納得できません。年を経れば人間だれしも体の不調を来します。ぐあいが悪くなったらすぐに治療を受ける、このことこそがお年寄りの医療費を削減する道です。岩手県の沢内村やその他の幾つかの自治体で実施している老人医療費の無料化はそのことを証明しています。

私は、これまで社会に貢献されてきたお年寄りの皆さんが安心して病院に行けるように、お年寄りの命と暮らしを守るために、医療費を削減するためにもお年寄りの医療費は無料にすべきであると考えています。

したがって、老健法が施行されて医療費を有料にし、続いて患者負担金を大幅に値上げし、お年寄りとその家族に負担を大きくする、この特別会計に反対をするものです。市民の命と暮らしを守るべき市長として、政府に対し、老人医療費の無料化復活を運動していただき、老人医療費の無料化が実現するまでの間、福生市において老人入院見舞金制度を実施すべきであると申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者五番須釜亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)

○五番(須釜亮次君) 御指名をいただきまして、議案第三十一号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計予算に関

する賛成討論を行いたいと思います。

本議案の内容は昭和六十三年当初予算に比較して、歳出の大半を占める医療諸費は金額において一億七千三百五十九万六千円の増額をされた内容で、歳出の伸び率は対前年度比一四・三四％を見込み、歳入では一般会計より七千九百三十七千円を繰り入れ、その増額分は対前年度比一二・三％の率をもった予算書でございます。

年を追うごとに増加の一途をたどる医療給付費は、まさに高齢化の到来を意味するものであり、また、ますます高度化する医療技術に対応すべく計上された予算であります。市民も自助と連帯を認識して、迫り来る高齢化時代の老人医療に対応するために、好むと好まざるとを問わず、やがて迎えるであろうそれぞれのみずからの加齢により生ずる心身の変化を自覚して、適切な受益者負担をすることこそ老人保健法の示す最も望ましい老人医療体系ではなからうかと思う次第であります。

かかる意味合いにおきまして、本予算に示された負担額は無理のない範囲で設定されたものと認め、賛成討論いたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第三十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第二十三 議案第三十二号 平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第三十二号 平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第二十四 議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道料金を四月から値上げするわけだが、その見通しを立てていると思うが、値上げをした場合と従来どおりできた場合の差について伺いたい。

理事者より、その差については金額的には九千四百万円である。

委員より、基地について住宅扱いをしなかった場合の差額について伺いたい。その差については金額的には三千九百七十万円である。

委員より、条例については元年度の関係になるので、福生市下水道使用料条例の二条の二項をきちっと基地の方からそれに見合った額で徴収する気があるのか。

理事者より、基地の中に居住している軍人の家族の使用水量の関係については、基地の外的場合については、外にも相当米軍の家族が住んでいるが、それらについては全く一般市民と同じような形の小口料金で徴収しており、基地の中については大口料金でもらう形になると、今の使用料体系からは仮にそれぞれの住宅から三倍ないし四倍の料金となってしまう、現行の使用料体系から見た場合、適正な料金にはならず、現行の制度を適用することの方が正しいだろうと判断している。

委員より、管渠の調査委託料の関係で本年度五千メートル分だということだが、一回調査するとどのくらい大丈夫か。

理事者より、この管渠調査委託料の目的は、侵入水で不明水等を減少させる目的と管の破損、道路の陥没等事故防止の目的で行っているものであり、今年度で六年目であり、市内を一つのブロックに分け年次的に調査を進めていくということである。

委員より、下の川改修事業で本年度二百四十メートルということであるが、前年度に比べメートルを短縮していると思うが、当初計画に追いついていくのかどうか。

理事者より、下の川については平成四年度までに完成するという予定であり、その年次の中ですべて消化できる予

定である。そんなことで若干後の年度に事業が延びるが、御理解いただきたい。

委員より、この基地に対する条例が適用されているが、市民レベルと同じように基地にも含めて徴収した場合、本来、取れるものを事実上取らないという理解をしており、そういう意味から条例については変えるべきであり、理事者の考え方については納得できない。また消費税について、当分の間このままでいきたいということであるが、変化により変えていくという理事者側の態度には問題があり、この予算には賛成できないとの意見があり、起立採決いたしましたところ、起立多数で本案は原案のとおり可決された次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) それでは、議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算について、革新クラブ議員団を代表して反対討論を行います。

まず最初に、下水道使用料が四月一日から二・七%の値上げが実施され、額にすれば市内事業所及び市民を対象とすると約五千百万円の負担増となり、十二月議会において条例提案のときも反対をしておりますが、市民負担増の今回の予算について、とても賛成できるものではありません。

次に、横田基地に対する市長の優遇姿勢を容認することができません。基地に対し大口扱いを今もって行っていますが、市民ベースで徴収した場合、三千九百七十万円の増収が見込めます。市長は今までの基地優遇姿勢を即刻変え、下水道使用料条例を改正するよう強く求めるものであります。

さらに、この会計予算でも消費税の問題がついて回ります。委員会でも市長の考え方は変わっておらず、消費税は

当面の間、様子を見る考えであることがはっきりしております。市民の消費税に対する不満は日々増幅しており、とりわけ下水道使用料は市民生活に直結しているものであり、市長の不明確な姿勢は許されるはずありません。今だからこそ市長の消費税反対の姿勢が必要とされ、それが市民の強い要望であることを私どもは確信しております。

最後に下の川改修事業について、建設委員会で工事現場を視察しましたが、貴重な自然と緑が残っている下の川周辺の保全が保たれるとは考えようもなく、今年度計画についてとても賛成できるものではありません。以上の理由を申し述べて、福生市下水道事業会計予算について明確に反対であることを表明して、討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算の賛成討論をいたします。

昨今、下水道財政の健全経営が望まれている状況がある中で、職員の適正配置については歳出予算で職員数が減員となっており、内部努力の跡をうかがうことができます。また下水道使用料の改定によりまして、下水道事業会計のより健全経営が図られていくものと存じます。雨水排水施設につきましては工事費が大幅増となっており、より整備充実が図られていくものと思います。

下の川の整備につきましては、前年度に引き続き整備を進め、平成四年度をもって完了予定とのことで、周辺の緑の保全に配慮し、住環境の整備が図られているものと確信するものであります。

また、基地下水道使用料につきましては条例に基づき適用されているものであり、何ら問題視することがないものであります。

消費税関連であります、歳出予算のうち、工事請負費、委託料等で消費税相当分を計上しているわけでありますが、これは法律が公布され、この適用が四月一日となっていることから当然の措置であると思っております。維持管理関係では施設を適正に管理するための予算が種々配慮されたものであります。

したがって、私は本案に対して賛成するものであります。以上です。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、反対者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算について、共産党議員団を代表いたしまして反対の討論を行います。簡単にいたします。

当予算は、何よりも市民に対して下水道料金二・七％の引き上げを行い、多額の負担を押しつけること、こうしたものを含んだ内容になっている予算。また、その反面、横田基地に対してはサービスをさらに拡大して、前年より七百七十万円増の三千九百七十万円のサービスを継続拡大する内容を含んでいることなど、またもう一つ、以前から問題になっています下の川改修につきましても、事前の十分な交通量等の調査等を実施することなく、事業を進める予算、そうしたものを含んでいるということ指摘いたしまして、簡単ではございますが、反対の討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第三十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第三十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十五 議案第三十四号 平成元年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第三十四号 平成元年度福生市受託水道事業会計予算

の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、自己水と都分水のことしの割合はどのくらいか。理事者より、六十四年の一月一日現在で、自己水が七〇・七％、分水が二九・三％である。

委員より、塩素から次の消毒薬に変わったということだが、安全性についてはどうなのか。理事者より、安全性については東京都の指導をいろいろ受けているが、塩素に比べてはるかにいいということである。

委員より、石綿除去工事の關係で、あとのくらい工事をやっていく考えがあるのか。理事者より、第三浄水場の着水槽及び滅菌室の石綿除去工事であるが、今年度、滅菌室と着水槽を含めた浄水場のアスベスト關係の工事は全部終了する。

委員より、消費税の關係で、市として都の動向を含めて見通し等があれば伺いたい。理事者より、東京都の指導では六月分からとりあえず新料金になるということであり、六月分については、五月と六月分で検針したものを集金するということであり、原則では月割りしていくというふうに説明を受けている。

委員より、配水管新設工事のことで新しく住宅を建てるものは本管からいくと大変な予算がかかるわけで、できれば、そういった道路を土木課と連携をとって舗装する前に導水管が入っているかどうか確認し、また住宅が建つかどうか見きわめ、導水管を埋めていただきたい。

また委員より、本予算にも消費税が含まれ、いずれは市民に大きな負担がかかってくるだろうから、この予算には反対であるとの意見があり、起立採決いたしましたところ、起立多数で本案は原案のとおり可決された次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第三十四号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十六 議案第三十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第三十五号 市道路線の認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

○これより議案第三十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

○本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十七 議案第三十六号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第三十六号 市道路線の廃止について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

○本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 三時まで休憩いたします。

午後二時四十八分 休憩

午後三時 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十八 陳情第六十三—十四号 名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する陳情書

日程第二十九 陳情第六十三—十一号 消費税(新型間接税)の導入に反対する陳情書

日程第三十 陳情第六十三—十四号 消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書

日程第三十一 陳情第六十三—十五号 消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書

の四件を一括して議題といたします。

本四件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、陳情第六十三—十四号、陳情第六十三—十一号、陳情第六十三—十四号、陳情第六十三—十五号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

まず、陳情第六十三—十四号ですが、昭和六十三年三月十八日、昭和六十三年六月十七日にそれぞれ審査いたしました。直ちに採択すべきであるとの意見と継続すべきであるとの意見が出され、起立により採決いたしました。継続と相なり

ました。

続いて、昭和六十三年九月十四日の委員会では、陳情第六十三—四号、陳情第六十三—十一号、陳情第六十三—十四号、陳情第六十三—十五号が一括して審査され、今委員会では採択して意見書を出すべきであるとの意見と、なお慎重に審議するため継続にすべきであるとの意見が出され、起立により採決し継続となりました。

引き続き、昭和六十三年十二月十四日の委員会では、同じくこの陳情四件を一括して審査いたしました。結果となり、平成元年三月十七日の委員会では、同陳情四件を再び一括して審査いたしました。

委員より、四月一日からの消費税導入で大変な混乱を起こしている。なるべく早期に採択して意見書を出してほしいとの意見があり、また委員より、立法院である国会で決定しているものであるから、これに従わなければならない。よって不採択にすべきであるとの意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。八番林田 武君。

（八番 林田 武君登壇）

○八番（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三—四号、陳情第六十三—十一号、陳情第六十三—十四号、陳情第六十三—十五号に対しまして、反対の立場から御意見を申し上げます。

戦後の日本を見ると、豊かな社会を目指し、そのため高度経済成長を目標として私も国民は懸命に働いてまいりました。そして戦後四十年たち、私たちは社会のいろいろなひずみに気がついてまいりました。税制もその一つであります。国家の財政は、すべて国民一人一人の税金によって成り立っていることは申し上げるまでもありません。

シャープ税制以来の税体制の見直しが必要であるということは国民のだれもが認めるところであります。

特に政府・国会は、急速に迫り来る高齢者社会、そして物から心の時代、社会福祉の充実への対応が必要欠くべからざることにして国民に訴えてまいりました。消費税はその選択であろうかと思えます。薄く広い消費税の導入が将来の日本の財政の安定を図るものであり、同時に、来るべき二十一世紀の国民生活の安定を図るものとして国会に上程されてきたのが今までの経過であります。

税制改革法案、消費税の導入については国会で審議する中において、衆参国会議員の間で賛成する人、また反対する人があり、また国民の間にも賛成、反対があり論議されてきたことは御承知のとおりであります。

この四件の陳情書の内容は消費税の導入に反対であり、導入しないでもらいたいという種の陳情書でありました。福生市議会総務委員会においての審議過程において、世論にも賛否両論ある中、今私たちの代表者である国会において審議しているわけであるから、その経過を見るべきであるとして継続となつてまいりました。しかし、御承知のとおり昭和六十三年十二月の国会において、平成元年四月一日から実施と決定いたしました。したがって、消費税導入反対という陳情そのものが理に合わないことになったことは申し上げるまでもありません。

私たち国民は、国際問題、国内問題すべてのことに対して問題意識を持って意見を言うことは自由であり、また当然であります。しかし、日本国は議会制民主主義国家であり、法治国家であります。立法院である国会で私たちの選挙によって選ばれた国会議員が真剣に審議し決定したことは、これに従うこそ国家の根幹であり基本であります。私も福生市議会においても同様であります。万が一にも自分の意見が絶対に正しくて、その意見が取り入れられない場合において法律を認めないとするならば、それはまさしく国会否定であり議会制民主主義の否定であります。

以上申し上げまして、反対討論といたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 陳情第六十三—四号 名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する陳情書、陳情第六十三—十一号 消費税（新型間接税）の導入に反対する陳情書、陳情第六十三—十四号 消費税（新大型間接税）の導入に反対する陳情書、陳情第六十三—十五号 消費税（新大型間接税）の導入に反対する陳情書、以上四件について、